

板橋区地域防災計画(令和5年度改定)中間まとめ(骨子)の概要

計画の目的 (本編P1)

本計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、板橋区防災会議が策定する計画であり、区が、国及び都、指定地方行政機関、指定公共機関（以下「関係防災機関」という）と、その有する全ての機能を有効に発揮して、区の地域における災害に係る予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

地域特性・被害想定 (本編P3～P11)

区北部の荒川流域地区が洪水被害による浸水想定区域になっていることに加えて、高齢者単身世帯が多く、逃げ遅れ等が懸念

都の被害想定では、区内で**最大震度7の揺れ**が想定
激しい揺れ等により死者109人、全壊1,961棟、焼失1,189棟と想定

都の被害想定では、区内で、停電、断水、下水道被害、通信不通のライフライン被害が発生すると想定

都の被害想定では、区内で**99,749人の避難者数**が発生すると想定

災害時の課題 (本編P12)

高齢等単身世帯への支援

区北部は高齢者の単身世帯率が高い。高齢者や障がい者等の単身世帯は、逃げ遅れや避難所生活の健康被害等が懸念

都や自治体からの応援

都の被害想定では、被害が震源地や沿岸部に集中するため、都や他自治体等の応援は、より大きな被害があった地域に向けられ、区への応援は、遅れる又は限定されるおそれ
初動体制の強化、並びに救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のために関係防災機関及び民間事業者との密接な連携が必要

避難体制の構築

自治体の枠を越える大規模災害時における避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方の検討が必要
高齢者や障がい者などの要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制の検討が必要

復旧・復興の遅れ

罹災証明書の交付及び生活再建支援施策を迅速に行う体制の整備が必要
応急仮設住宅供与等の体制整備、トイレ機能の確保及び、がれき処理体制の構築に取り組むことが必要

減災目標 (本編P13)

目標1 区民の命を守る

・2030年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減（死者ゼロをめざす）

目標2 区民の生活環境を守る

・地域の機能を支える機関（区役所、病院等）の機能停止を回避
・ライフライン事業者等と連携して早期復旧を図るとともに、在宅避難ができない区民及び帰宅困難者の避難・一時滞在先と支援物資を確保
・地域の社会及び経済活動を迅速に再建・回復

減災目標を達成するための 3つの視点と分野横断的な視点 ・主な指標（本編P14～15）

<3つの視点>

<予防>
視点1
自助・共助の促進による地域防災力の向上

<応急復旧>
視点2
区民の生命と地域の機能を守る応急体制の強化と安全で質の高い生活環境の確保

<復興>
視点3
被災者の早期の日常生活の回復

<指標>

家庭内で災害への備えを講じている区民の割合

BCM体制の再構築

災害医療体制の確保

受援応援計画等の充実

避難所環境の向上

民間事業者との災害協定内容の見直し

要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率

被災者の生活再建に向けた各種支援制度の整理

災害ごみの集積や処理方法の明示

分野横断的な視点①SDGs、②防災DX、③防災ブランド、④ハード対策、⑤人口構造

具体化する主要事業 (本編P25)

予防 SDGs

防災ガイドの更新・配布
地区別防災計画策定の推進（18地域）

予防 防災ブランド

いたばし防災+（プラス）プロジェクト

応急復旧 SDGs

庁内タイムラインの作成及びReady-Goリストを含む業務継続計画（BCP）の改定
備蓄物資体制最適化計画の改定

応急復旧 防災DX

大規模物流倉庫と連携した緊急一時退避場所の整備や備蓄物資管理体制の強化

応急復旧 SDGs ハード

民間事業者等との協定内容の見直し

応急復旧 SDGs 人口構造

自治体間連携による広域避難体制の構築

応急復旧 防災DX

防災関連システムの機能強化

応急復旧 SDGs

要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

復興 SDGs ハード

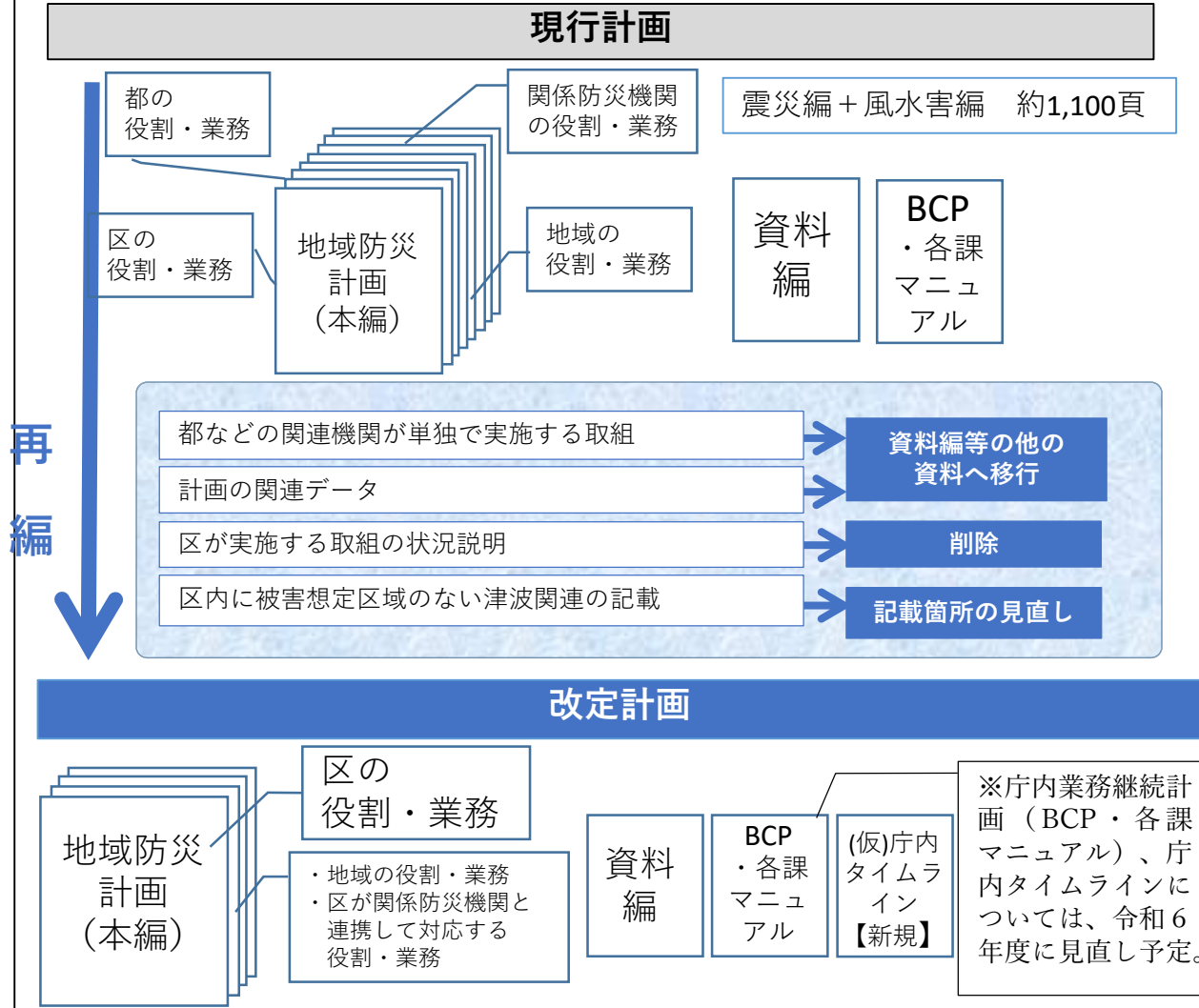
民間事業者等との協定内容の見直し【再掲】

復興 SDGs ハード

・生活復興マニュアルの改定
・都市復興マニュアルの改定
・災害廃棄物処理計画の改定

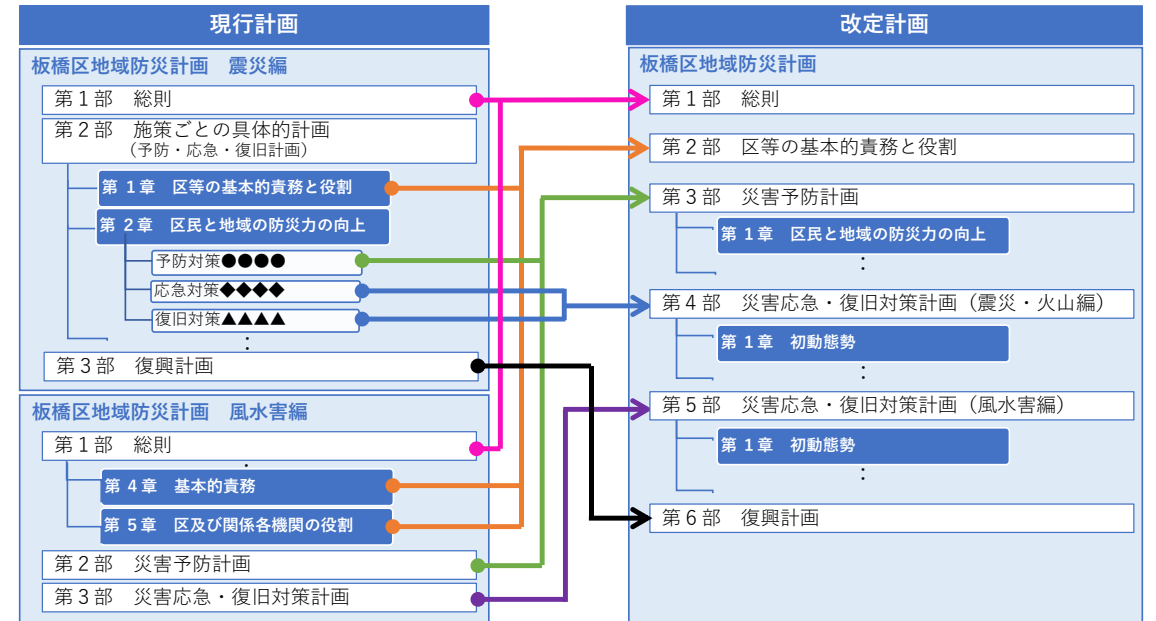
区が主体的・能動的に講ずる防災対策を中心とした記載(本編P26~P27)

現行の板橋区地域防災計画(以下、現行計画という。)の本編(震災編及び風水害編)について、区及び関係防災機関等が処理する事務、又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画という位置付けを維持しつつ、区が主体的・能動的に講ずる防災対策を簡便かつ明確に記載する構成に再編する。

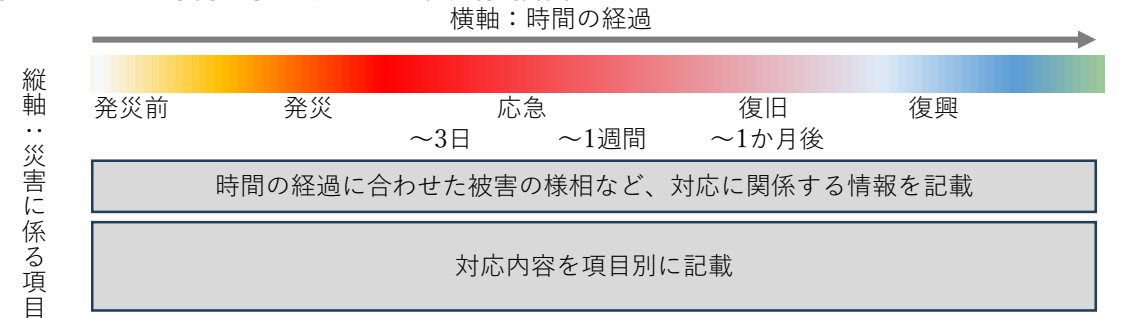


タイムラインの視点を取り入れた構成への見直し(本編P28~31)

- 「いつ・誰が・何をするか」の時系列で整理
- 震災編、風水害編の2つの本編構成から、区の本編として1つにまとめる



タイムライン: 災害の発生が予測される時、または災害が発生したときに、時間経過に応じてどのような行動をとるべきかを事前に考えて決めておく防災行動計画



※改定計画の構成案については、本編P29~31参照

区民向けの概要版の作成(本編P28)

区民向けに計画の概要版を作成し、区民の防災意識啓発を図る

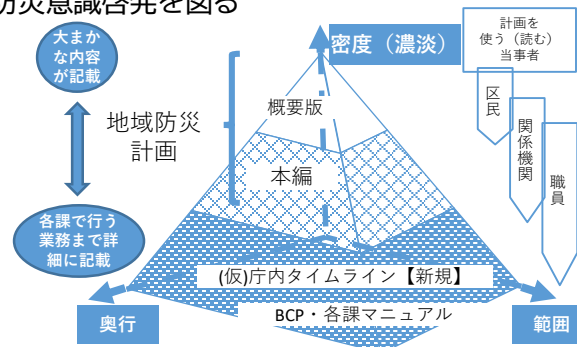
概要版の作成方針

① 自助・共助の依頼

・区の公助は限界があるため、自分の身は自分で守るように、自助・共助を進めてもらいたいことを説明

② 公助の紹介

・区の備蓄物資の状況や受援対策などの区の備えを説明



日程	策定スケジュール
9月4日(月)	危機管理施策調整会議
9月5日(火)	庁議(中間まとめ)
10月2日(月)	災害対策調査特別委員会(中間まとめ)
9~10月	素案作成・庁内意見照会
11月7日(火)	庁議(素案)
11月~12月	関係機関意見照会
12月11日(月)	災害対策調査特別委員会(素案)
12月15日(金)	防災会議(素案)
12月16日(土)~1月5日(金)	パブリックコメント
1月~2月	原案作成(庁議・特別委員会)
3月27日(水)	防災会議(原案)承認

板橋区地域防災計画（令和5年度改定）
中間まとめ（骨子）

令和5年10月
板橋区

目次

第1部 総則	1
第1章 地域防災計画の概要	1
1 計画の目的	1
2 計画の性格	1
3 計画の前提（改定の背景）	1
4 計画の構成	1
5 計画の習熟	2
6 計画の修正	2
第2章 板橋区の現状と被害想定	3
1 板橋区の概況	3
2 気象の概況	3
3 風水害の概況	3
4 板橋区の地域特性	3
5 被害想定	8
第3章 河川、下水道等の整備概要	11
第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	12
1 板橋区における災害時の課題	12
2 減災目標の設定	12
第5章 複合災害への対応	15
第2部 区等の基本的責務と役割	16
第1章 基本理念及び基本的責務	16
1 基本理念（板橋区防災基本条例第2条）	16
2 基本的責務	16
第2章 区及び関係防災機関の役割	17
1 板橋区の役割	17
2 板橋区災害対策本部の役割	18
3 関係防災機関	18
第3部 板橋区地域防災計画（令和5年度改定）	19
1 主な改定項目	19
（1）上位計画等を踏まえた改定	19
（2）板橋区の災害対策（地域特性）に関する改定	22
（3）分野別横断的視点に着目した「予防」「応急・復旧」「復興」の3つの視点の改定内容	23
（4）具体化する区の主要事業	25
2 計画構成の再編	26
（1）区が主体的・能動的に講ずる防災対策を中心とした記載	26
（2）区民向けの概要版の作成	28
（3）タイムラインの視点を取り入れた構成への見直し	28
（4）改定計画の構成	29
【参考】	32

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、板橋区防災会議が策定する計画であり、区が、国及び都、指定地方行政機関、指定公共機関（以下「関係防災機関」という）と、その有する全ての機能を有効に発揮して、区の地域における災害に係る予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- この計画は、区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務、又は業務を中心として、関係防災機関等が処理する事務、又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- この計画は、板橋区防災基本条例、防災会議条例等の防災に関する条例に適合した基本計画である。
- この計画は、区及び関係防災機関等の責任を明確にするとともに、事務、又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- この計画は、災害救助法に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画並びに水防法に基づき区が定める水防に関する概括的な計画等、防災に関する各種計画を包含する総合的計画である。
- この計画は、災害に対処するための恒久的な計画である。

3 計画の前提（改定の背景）

令和4年5月に東京の被害想定を約10年ぶりに見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」が公表され、震災シナリオで示されたリスクへの対策等を反映した「東京都地域防災計画（震災編）」が令和5年5月に改定された。

区においても、平成24年度に都が公表した被害想定を基に、地域防災計画（震災編）の改定を行い、その後も随時修正を行ってきたが、今回の新たな被害想定等を踏まえ、計画の改定を行う。また、区の基本的役割や災害予防は、災害の種別に関わらず共通して対応すべき取組であることから、震災編と風水害編を一つにまとめた計画に改定する。

4 計画の構成

この計画は、区、関係防災機関、事業者及び区民が行うべき災害対策を予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	板橋の概況と被害想定、減災目標 等
第2部 区等の基本的責務と役割	基本理念・基本的責務、区及び関係防災機関の役割等
第3部 災害予防計画	区及び関係防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 等
第4部 災害応急・復旧対策計画 (震災・火山編)	地震発生後に区及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第5部 災害応急・復旧対策計画 (風水害編)	風水害発生後に区及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第6部 災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
第7部 東海地震・南海トラフ地震編	都及び区の対応方針 等

5 計画の習熟

区及び各関係防災機関は、平素から危機管理の一環として、防災対策を推進する必要がある。このため、災害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、適宜見直しを行うとともに、災害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟するほか、区民に対し広報・周知等を図り、災害への対応能力を高める。

6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各関係防災機関は、関係のある事項について、毎年板橋区防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を板橋区防災会議に提出するものとする。

また、「首都圏大規模水害対策大綱」に基づく活動要領の策定や、首都圏大規模水害協議会の検討状況など、国の動向を踏まえて、必要に応じて修正する。

なお、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画については、防災会議において審議を行い位置付けを行うものとする。

第2章 板橋区の現状と被害想定

1 板橋区の概況

地勢、河川、面積及び人口等について素案で記載

2 気象の概況

都の降水量、台風、季節ごとの気象等について素案で記載

3 風水害の概況

都及び区の主な水害（台風、集中豪雨）等について素案で記載

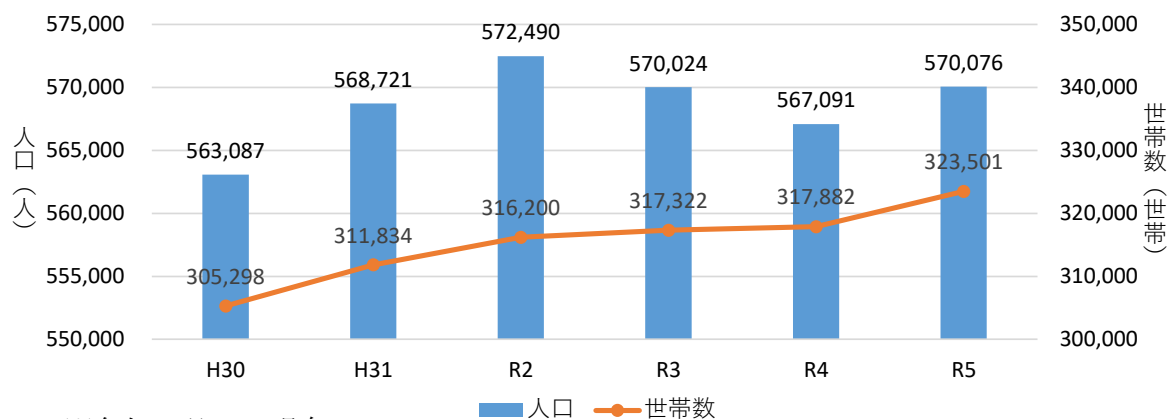
4 板橋区の地域特性

地域活動やコミュニティのまとまりを踏まえつつ、駅を中心とした日常生活が行われている範囲や多様な土地利用のまとまり等を考慮した各エリアの地域特性を下記に示す。

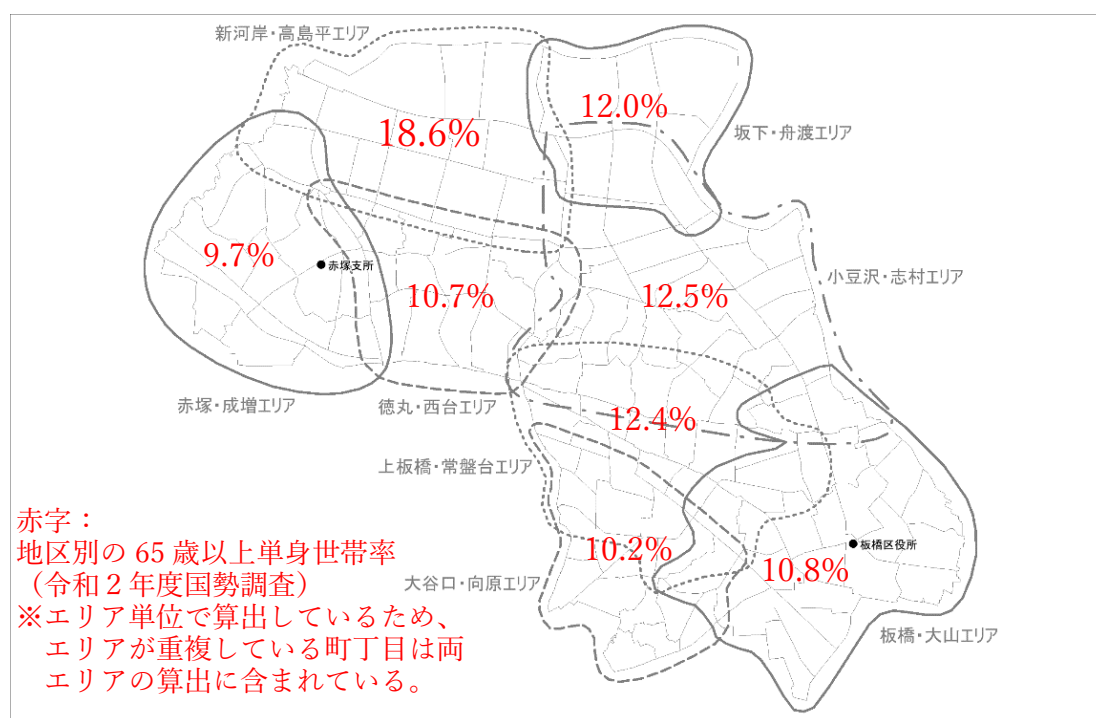
エリアの区分	地域特性
①板橋・大山	エリア内に7つの駅。官公庁施設、病院や商店街が集積。
②大谷口・向原	大規模な医療施設や教育施設が多く、低層建築物が密集。
③上板橋・常盤台	駅を中心に発展した商店街や住宅地、中小の工場等が混在。
④小豆沢・志村	工場の集積するまちから、住工が混在するまちへと変化。
⑤徳丸・西台	子育て世代が多く、戸建住宅の占める割合が高い。
⑥赤塚・成増	成増駅周辺に商業施設や医療施設が集積。戸建住宅や集合住宅の占める割合が高く、一部木造住宅が密集。
⑦新河岸・高島平	エリア内に4つの駅。住宅、公園、医療施設等があり、河川沿いには工場が集積。65歳以上の単身世帯率が高い。
⑧坂下・舟渡	住工が混在。荒川や新河岸川等の水辺の緑が豊富。

■人口分布

区の人口は、令和5年4月1日現在、570,076人であり増加傾向に転じている。
 エリア別人口では、板橋・大山エリアは近年人口増加が著しく、若い世代が比較的多い。
 新河岸・高島平エリアや坂下・舟渡エリアでは高齢化が進行するなど地域ごとに差が大きい。



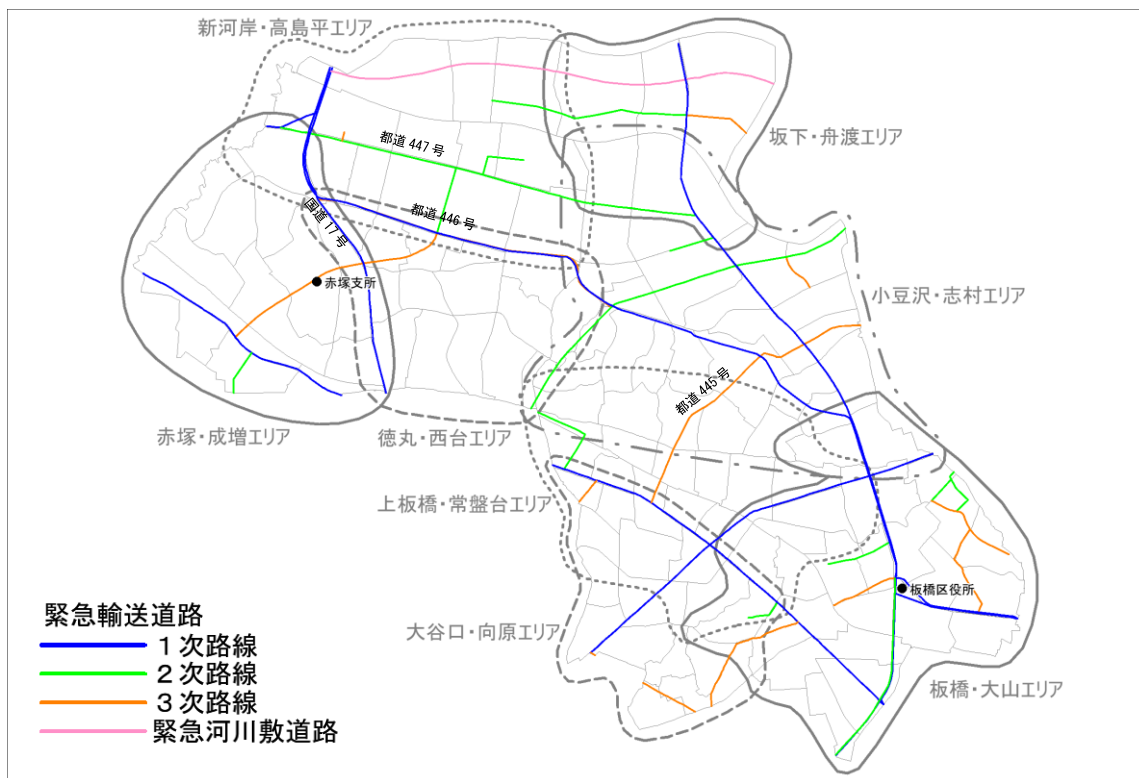
※各年4月1日現在



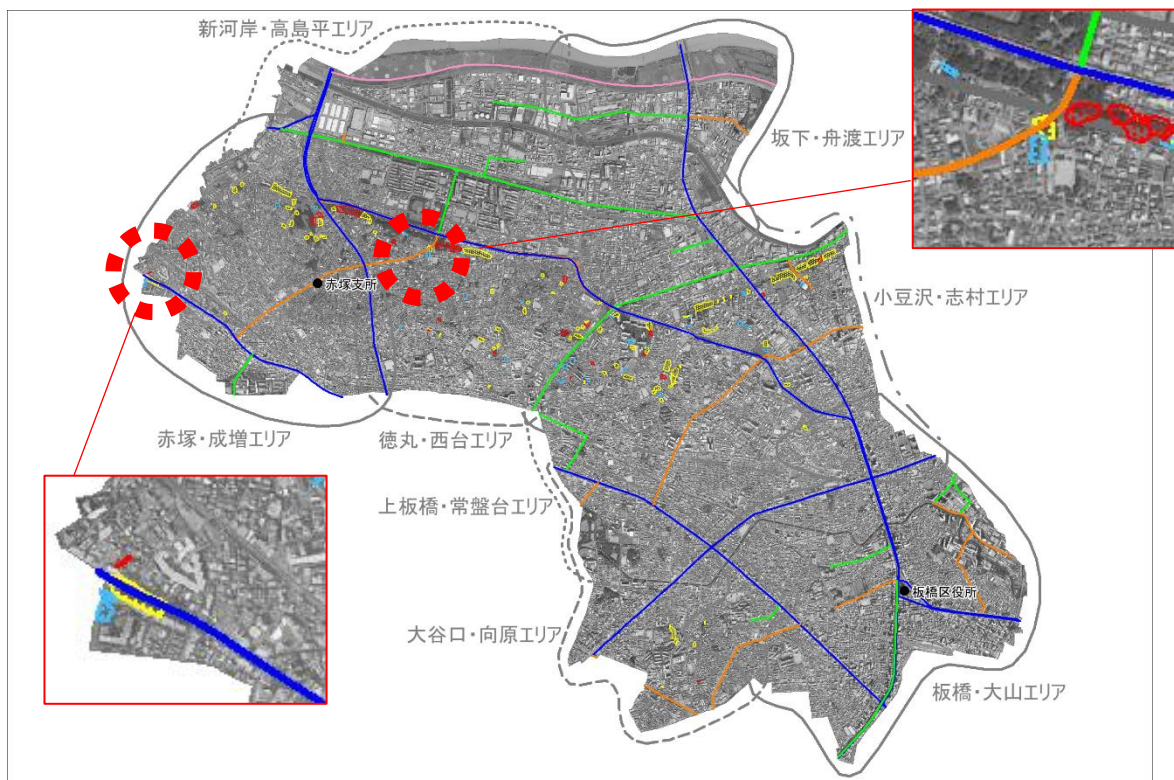
※P 4～10のエリア区分は、板橋区都市づくりビジョン（平成30年3月）で設定したエリアを使用。

■東京都緊急輸送道路ネットワーク図

区では、国道17号、都道445号、446号、447号等が緊急輸送道路として指定されており、どのエリアにも緊急輸送道路が位置付けられている。



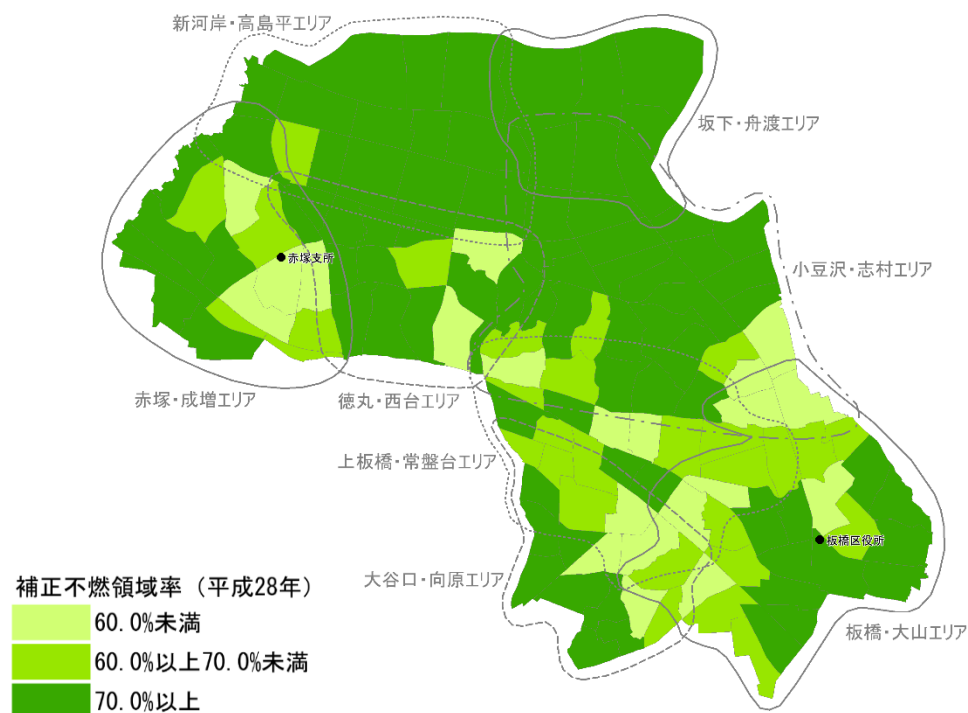
都の新たな被害想定結果のうち、緊急輸送道路の一部について急傾斜地崩壊の危険性を有する箇所がある。道路閉塞のリスクに注意が必要。



■補正不燃領域率

区が独自で推計した補正不燃領域率によると、新河岸・高島平エリアや坂下・舟渡エリアといった区北部、板橋・大山エリアや大谷口・向原エリアの区縁辺部において補正不燃領域率が高くなっている。

一方で、赤塚・成増エリアの赤塚周辺、大谷口・向原エリアの大谷口周辺、板橋・大山エリアの大谷口北町周辺、板橋・大山エリアの仲宿、弥生町周辺等では補正不燃領域率が60%未満の地区が見られる。独立専用住宅の割合が高く空地率の割合が低い、区西部や中央部において、不燃領域率の低い地区が比較的多く見られる。



資料：平成28年度土地利用現況調査データ

※補正不燃領域率

まちの「燃えにくさ」を表す指標であり、建築物の不燃化や道路、公園等の空地の状況から算出する不燃領域率に、まちにおける建築物同士の隣棟間隔を考慮して補正した指標。60%を上回ると延焼による焼失率は0%に近づき、70%を超えると延焼による焼失率はほぼ0となる。

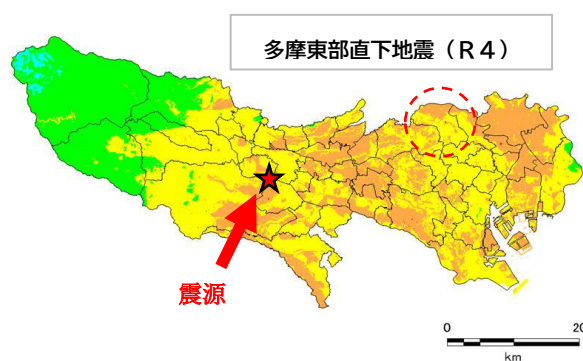
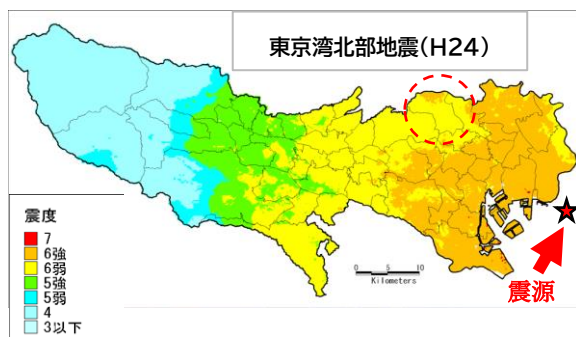
5 被害想定

(1) 地震災害

「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～（令和4年5月25日、東京都防災会議）の想定ケースのうち、本区への影響が最も大きい「多摩東部直下地震 M7.3（冬の夕方 18時。8 m/秒）」を板橋区地域防災計画の被害想定に採用する。

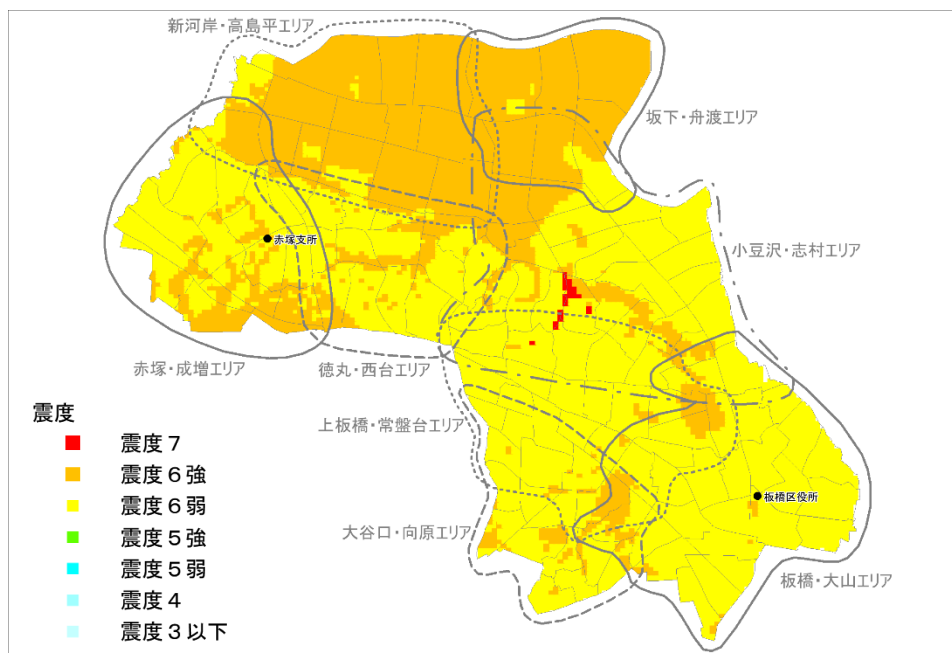
【区の被害想定】

想 定		前 回	今 回	増減数・割合	
		平成 24 年 東京湾北部地震	令和 4 年 多摩東部直下地震	増減数	増減率 (%)
規模：M7.3 確率：今後 30 年以内 70% 時期：冬・夕方・風速 8m/秒					
区 内 最 大 震 度		震度 5 弱～6 強	震度 6 弱～7	—	—
夜 間 人 口		535,824 人	584,483 人	+48,659	+9.0
人 的 被 害	死 者	81 人	109 人	+28	+34.6
	負 傷 者	2,657 人	2,390 人	▲267	▲10.0
	要 配 慮 者 死 者	56 人	80 人	+24	+42.9
建 物 被 害	全 壊	1,656 棟	1,961 棟	+305	+18.4
	半 壊	10,726 棟	7,485 棟	▲3,241	▲30.2
	焼 失	760 棟	1,189 棟	+429	+56.4
ラ イ フ ラ イ ン	電 気 停 電 率	5.3%	6.5%	+1.2	—
	上 水 道 断 水 率	18.4%	24.4%	+6.0	—
	下 水 道 被 害 率	23.4%	3.9%	▲19.5	—
	ガ ス 供 給 停 止 率	0～30%	0%	▲30.0	—
	通 信 不 通 率	0.9%	1.5%	+0.6	—
そ の 他	避 難 者 数 合 計	71,832 人	99,749 人	+27,917	+38.9
	・ 避 難 所 避 難 者	46,691 人	66,499 人	+19,808	+42.4
	・ 避 難 所 外 避 難 者	25,141 人	33,250 人	+8,109	+32.2
	帰 宅 困 難 者	104,123 人	58,247 人	▲45,876	▲44.1



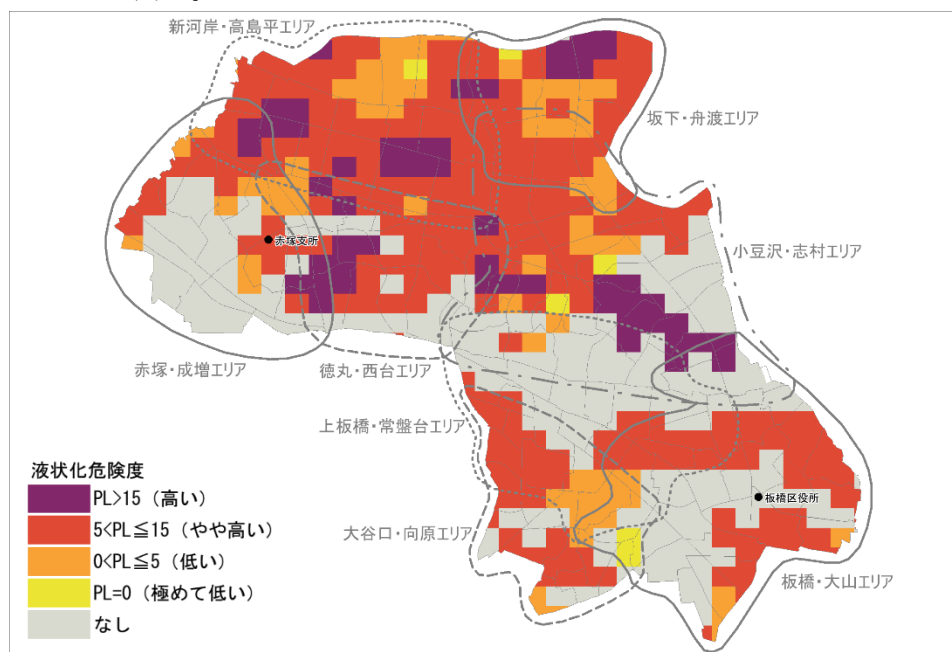
■震度分布（多摩東部直下型地震（M7.3））

区すべてで震度6弱以上となっており、特に小豆沢・志村エリアの一部で震度7、坂下・舟渡エリア、新河岸・高島平エリアのほぼ全域で震度6強以上が想定されている。



■液状化危険度分布（多摩東部直下型地震（M7.3））

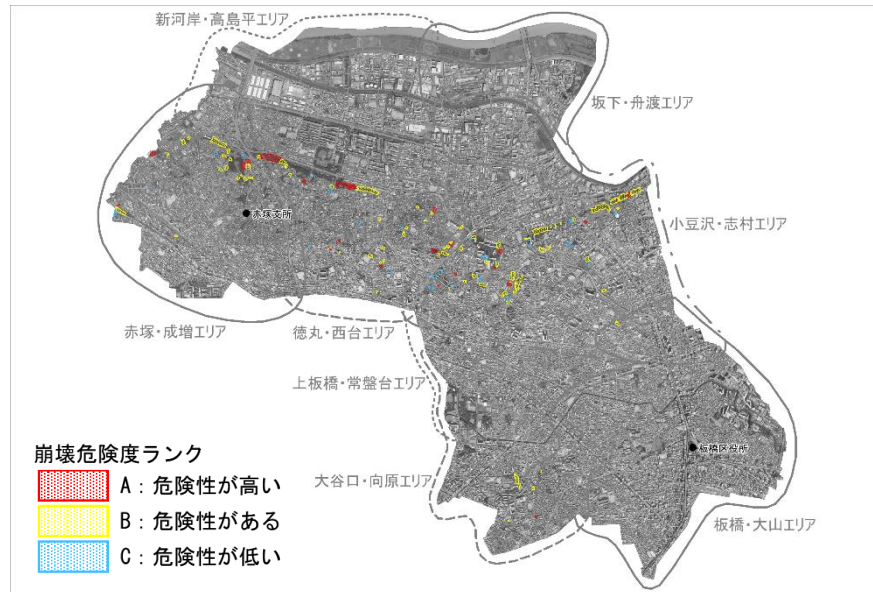
坂下・舟渡エリア、新河岸・高島平エリア、徳丸・西台エリア、小豆沢・志村エリアの北部で液状化のリスクが高い。



	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	PL>15
PL値による液状化危険度判定	液状化危険度は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要	液状化危険度が高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

■急傾斜地崩壊危険度ランク（多摩東部直下型地震（M7.3））

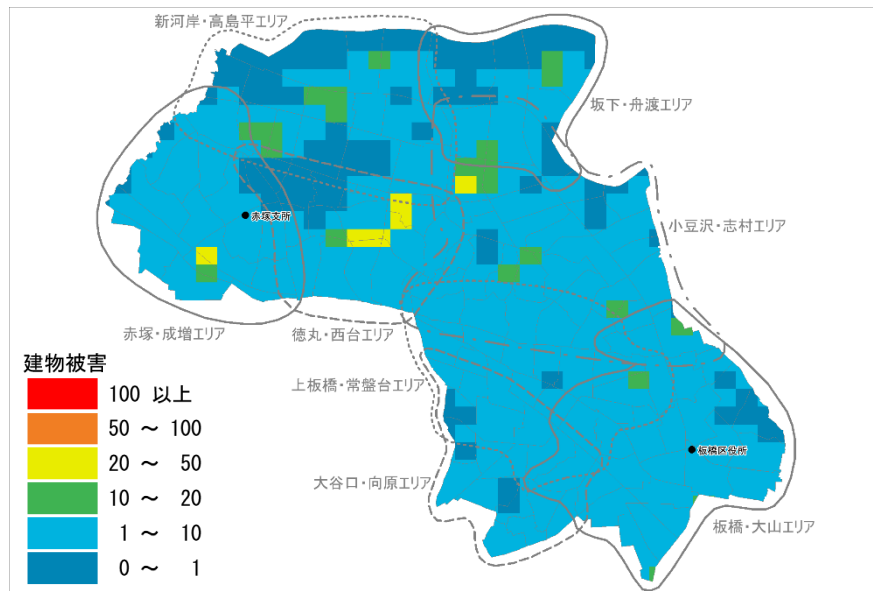
赤塚公園等の公園緑地等での崩壊の危険性が高い。



■建物被害（多摩東部直下型地震（M7.3））

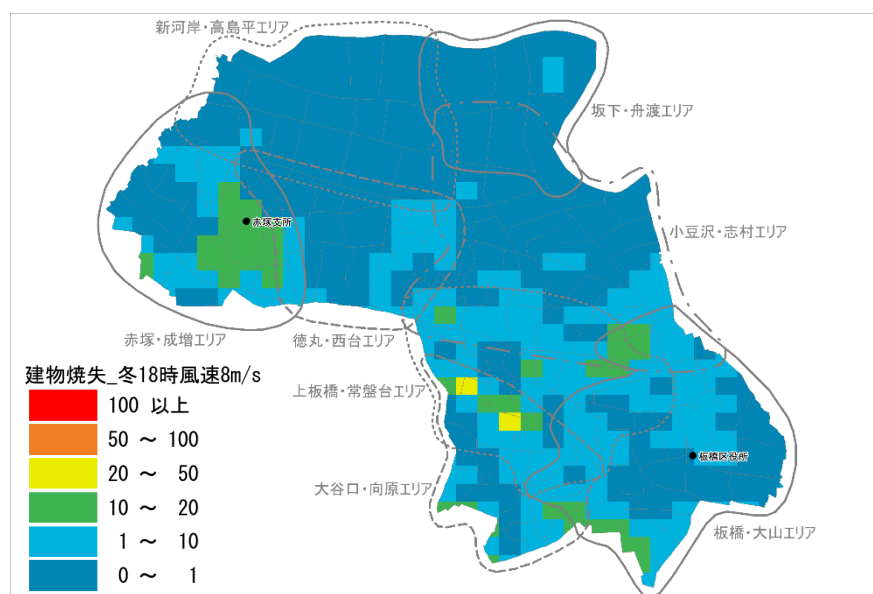
【全壊棟数分布】

徳丸・西台エリアなどの区北部に全壊棟数が多い範囲がある。



【焼失棟数分布 冬・夕方、風速8m/s】

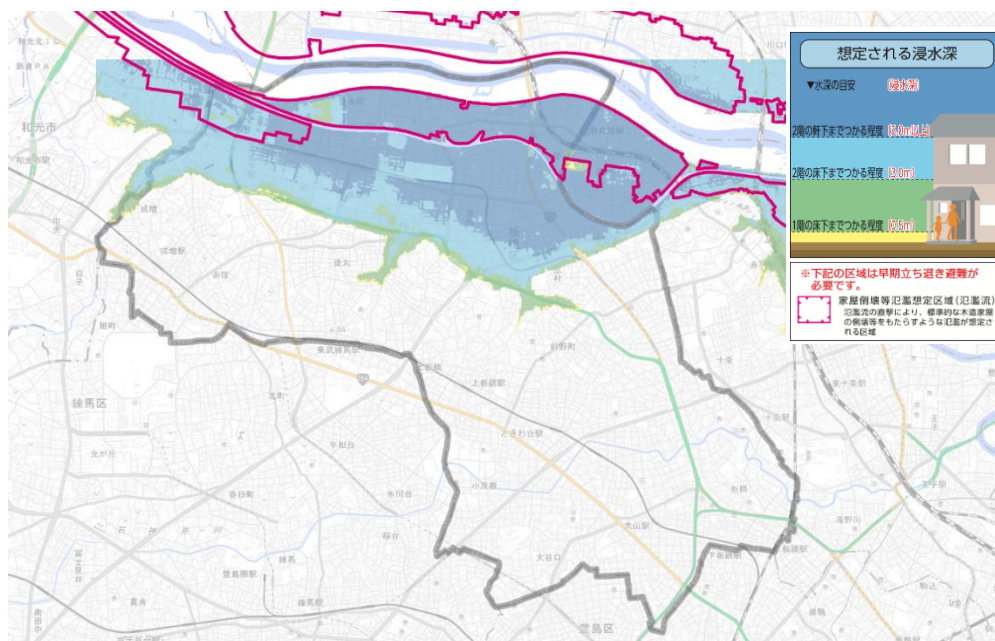
上板橋・常盤台エリアなどの区南部や赤塚・成増エリアの赤塚支所周辺に焼失棟数が多い範囲がある。



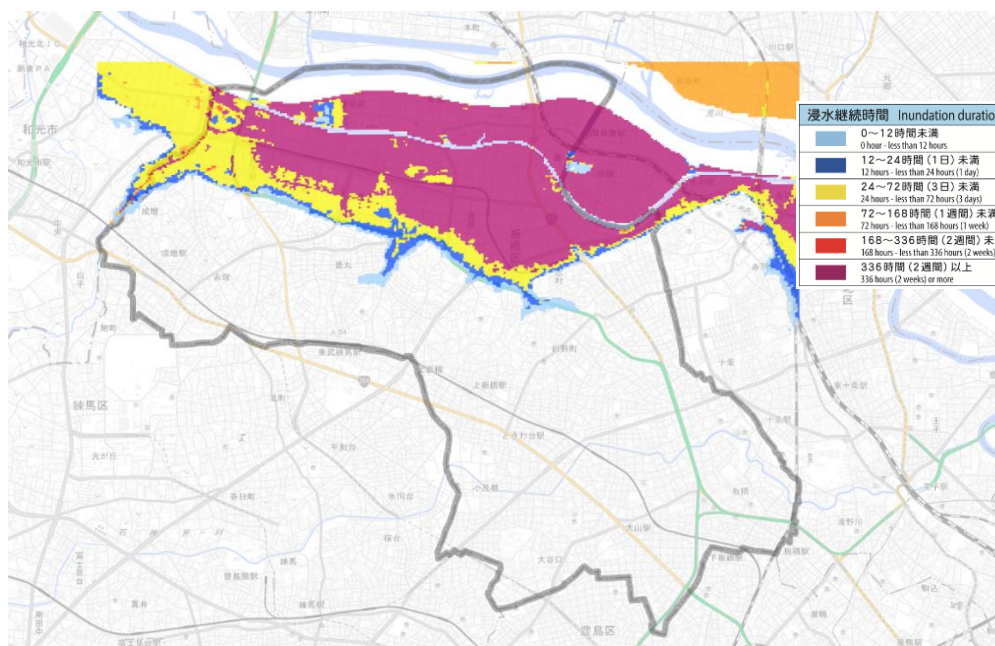
(2) 風水害

平成 28 年 5 月 30 日に国土交通省が公表した「洪水浸水想定区域図」(水防法の規定による想定最大規模降雨、荒川が流れる地域で 3 日間での総雨量 632 ミリメートルの降雨があった場合)によると、区北部は 5 m 以上の浸水が想定されており、2 週間以上浸水が継続する区域が広く分布している。

■ 荒川洪水浸水想定結果における浸水想定区域および家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) (板橋区洪水ハザードマップ 荒川氾濫)



■ 荒川洪水浸水想定結果における浸水継続時間 (板橋区洪水ハザードマップ 荒川浸水継続時間)



第 3 章 河川、下水道等の整備概要

河川、下水道等の整備等について素案で記載

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

1 板橋区における災害時の課題

区における被害想定結果や地域特性を踏まえると下記4つの課題が想定される。

項目	課題
高齢等単身世帯への支援	区北部は高齢者の単身世帯率が高い。高齢者や障がい者等の単身世帯は、逃げ遅れや避難所生活の健康被害等が懸念される。
都や自治体からの応援	都の被害想定では、被害が震源地や沿岸部に集中するため、都や他自治体等からの応援は、より大きな被害があった地域に向けられ、区への応援は、遅れる又は限定されるおそれがある。また、初動体制の強化、並びに救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のために関係防災機関及び民間事業者との密接な連携が必要である。
避難体制の構築	被害想定では避難者数が増加していることから、自治体の枠を越える大規模災害時における避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方について検討が必要である。また、昨今の災害を踏まえ、高齢者や障がい者などの要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について更なる検討が必要である。
復旧・復興の遅れ	都の被害想定では、甚大な建物被害が想定されるため、罹災証明書の交付や応急仮設住宅供与等の体制整備、トイレ機能の確保、がれき処理体制の構築などに取り組む必要がある。

2 減災目標の設定

(1) 都の減災目標

都は、令和5年度の地域防災計画（震災編）改正にあたり、「10年間の取組や社会環境の変化等を踏まえた課題と解決に向けた基本認識」のもと、3つの視点と分野別横断的視点に基づく減災目標を設定し、それぞれの視点における対策の進捗と減災目標との関係を一層明確化するため、減災目標の下に各視点において目標とすべき指標を設定した。

○10年間の主な取組状況や社会環境の変化等

- ・家庭での防災行動や地域での防災活動は鈍化傾向も、今後の活性化による被害低減効果は大きい
- ・道路閉塞や中枢機能を支える行政施設・ライフラインの被害により応急対策が遅延するおそれ
- ・都民の居住形態やライフスタイルの大きな変化、感染症対策など複合的な事象も想定した対応が必要

○減災目標

「TOKYO 強靱化プロジェクトで示した「2040年代の目指すべき東京の姿」を実現するため、中間地点である2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」

○減災目標の達成（2030年度）に向けた各視点に基づく指標（※P32【参考】参照）

- ◆視点1 「家庭や地域における防災・減災対策の推進」
- ◆視点2 「都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化」
- ◆視点3 「すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復」
- ◆分野横断的視点：ハード対策

(2) 区の減災目標

区においても、想定される被害を抑制するため、減災目標を設定するとともに、減災目標の確実な達成のため、3つの視点と分野横断的な視点それぞれについて、目標とすべき指標を設定する。

【減災目標】

<p>目標1 区民の命を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減（死者ゼロをめざす） <p>目標2 区民の生活環境を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の機能を支える機関（区役所、病院等）の機能停止を回避 ・ライフライン事業者等と連携して早期復旧を図るとともに、在宅避難ができない区民及び帰宅困難者の避難・一時滞在先と支援物資を確保 ・地域の社会及び経済活動を迅速に再建・回復
--

【3つの視点と分野別横断的な視点】

3つの視点 (縦串)	【予防対策】	【応急・復旧対策】	【復興対策】
	視点1 自助・共助の促進による地域防災力の向上	視点2 区民の生命と地域の機能を守る応急対応の強化と安全で質の高い生活環境の確保	視点3 被災者の早期の日常生活の回復
	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会・自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して地域防災力を高めていく。	関係機関との緊密な連携により、区民の生命及び地域の機能を守るとともに、Ready-Goリスト及び業務継続計画等により、業務継続体制の確実な確保を図る。	民間等との協定の実効性を高め、避難所の安全化や生活環境の質の向上を図るとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す。
分野横断的視点 (横串)	① SDGs	誰一人取り残さないというSDGsの理念を踏まえ、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映 ⇒多様な視点に配慮した、避難行動、医療救護、避難生活、生活再建支援	
	② 防災DX	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進 ⇒迅速・正確な防災情報の伝達、膨大な被害情報や避難情報の収集・集約、備蓄支援や罹災証明発行の効率化	
	③ 防災ブランド	防災の普及・啓発の重要なツールである「いたばし防災+(プラス)プロジェクト」を区の防災ブランドとして確立 ⇒「防災」に「たのしい」「おいしい」「あたらしい」などの価値をプラスした防災意識啓発の推進	
	④ ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」を推進 ⇒いざ災害が起こったときに命を守るためのまちづくり	
	⑤ 人口構造	若い世代の減少や75歳以上の割合が増加するなど、今後の人口構造の変化も踏まえた防災対策の推進 ⇒高齢者と若い世代の融合や防災リーダーの育成による地域防災の推進	

【指標一覧】

◆視点1：自助・共助の促進による地域防災力の向上

項目	2030年度（令和12年度）
家庭内で災害への備えを講じている区民の割合 （区民意識意向調査）	（R3年度）81.5% ⇒ 調整中
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	（R3年度）2.7% ⇒ 調整中
初期消火対策実施率（消火器設置）	（R3年度）17.4% ⇒ 調整中
家具類の転倒・落下・移動防止対策	（R3年度）29.3% ⇒ 調整中
飲料水・非常用食料の備蓄率	（R3年度）52.9% ⇒ 調整中

◆視点2：区民の生命と地域の機能を守る応急体制の強化と安全で質の高い生活環境の確保

項目	2030年度（令和12年度）
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 （板橋区耐震改修促進計画 2025）	
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	（R2年度）90.8%⇒（R7年度）100%
一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	（R2年度）85.7%⇒（R7年度）90%
B C M体制の再構築	R6年度に庁内タイムラインを策定し、 区のB C M体制を再構築
受援応援計画等の充実	新たな被害想定を踏まえ、受援物資の配 付など区内の受援応援体制を充実
要配慮者利用施設における避難確保計画の 策定率	（R5年度）56%⇒ 100%
災害医療体制の確保	全ての緊急医療救護所での実働訓練の 実施
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い 生活環境の確保
民間事業者との災害協定内容の見直し	調整中

◆視点3：被災者の早期の日常生活の回復

項目	2030年度（令和12年度）
迅速かつ公平な被害認定及び罹災証明書の発行 体制の構築	調整中
被災者の生活再建に向けた各種支援制度の整理	調整中
災害ごみの集積や処理方法の明示	調整中
断水時の給水支援について仕組みや体制を明示	調整中

◆分野横断的視点：ハード対策

項目	2030年度（令和12年度）
耐震化（板橋区耐震改修促進計画 2025）	
住宅全体の耐震化率	（R2年度）86.1%⇒（R7年度）概ね解消
民間の特定建築物の耐震化率	（R2年度）91.4% ⇒（R7年度）95%
整備地域の不燃化（不燃化推進特定整備地区整備プログラム）	
大谷口一丁目周辺地区不燃領域率	（R1年度）63.8%⇒（R7年度）70%
大山駅周辺西地区不燃領域率	（R1年度）72.2%⇒（R7年度）80%以上
木造密集地域の不燃化	調整中
無電柱化の推進	調整中

第5章 複合災害への対応

複合災害の対応について素案で記載

第2部 区等の基本的責務と役割

第1章 基本理念及び基本的責務

1 基本理念（板橋区防災基本条例第2条）

- 区民、事業者及び区は、自立と助け合いの精神を尊重し、全ての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。
- 区民、事業者及び区は、地域の安全を確保するうえで、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努めなければならない。
- 区民、事業者及び区は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、及び助け合いの精神をはぐくむことにより災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

2 基本的責務

（1）区民の責務

① 災害に対する備え（板橋区防災基本条例第4条、東京都震災対策条例第8条）

- 区民は、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 区民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える処置を講ずるように努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保並びに風水害に対する備え
 - イ 家具類の転倒・落下・移動防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備
 - オ 飲料水及び食糧等の確保
 - カ 避難の経路、場所及び方法についての確認
- 区民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

② 帰宅困難者対策（東京都帰宅困難者対策条例）

- 区民は、東京都帰宅困難者対策条例第3条に基づき、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。また、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

（2）事業者の責務

- 板橋区防災基本条例第5条に基づき、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における区民並びにその管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。

- 事業者は、東京都震災対策条例第 10 条に基づき、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所単位の事業所防災計画を作成しなければならない。
- 具体的には、東京都帰宅困難者対策条例第 4 条に基づき、大規模災害の発生時において都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。また、同第 7 条に基づき、従業員の一斉帰宅の抑制及び従業員の 3 日分の食糧等の備蓄に努めなければならない。

(3) 区の責務（板橋区防災基本条例第 6～8 条）

① 基本的責務

- 区は、基本理念にのっとり、防災に関する調査及び研究を行い、必要な施策を策定し、体制を整備するとともに、これらに関し常に明らかにする責務を有する。
- 区は、前項に規定する施策を策定し、体制を整備するに当たっては、区民及び事業者の意見を積極的に反映するように努めなければならない。

② 区民、事業者及び国等との連携

- 区は、常に区民及び事業者並びに国、地方公共団体その他の団体等（以下この本章において「国等」という。）との連携に努めるものとする。この場合において、区は、必要があると認めるときは、区民、事業者又は国等との間に、災害時の業務に関する協定を締結することができる。

③ 区民等に対する支援等

- 区は、区民、事業者、ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、支援及び協力を行う。
- 区は、地域の自主的な住民防災組織を育成するため、積極的に支援及び協力を行い、その充実が図られるようにしなければならない。
- 区は、区民、住民防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携して防災活動に取り組むことができるよう、区民、住民防災組織、事業者、ボランティア等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。

第 2 章 区及び関係防災機関の役割

1 板橋区の役割

- (1) 板橋区防災会議に関すること
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (4) 緊急輸送の確保に関すること
- (5) 避難の指示等及び誘導に関すること
- (6) 水防に関すること
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関すること

- (8) 外出者の支援に関する事
- (9) 応急給水に関する事。
- (10) 救助物資の備蓄及び調達に関する事
- (11) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事
- (12) ボランティアの支援、及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事
- (13) 公共施設の応急復旧に関する事
- (14) 災害復興に関する事
- (15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事
- (16) 住民防災組織の育成に関する事
- (17) 事業所防災（事業継続計画（BCP）含む）に関する事
- (18) 防災教育及び防災訓練に関する事
- (19) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事

2 板橋区災害対策本部の役割

- (1) 本部長室
- (2) 各部

3 関係防災機関

- (1) 東京都
- (2) 都関係機関

警視庁、東京消防庁、消防団、建設局、水道局、下水道局、交通局

- (3) 指定地方行政機関

関東地方整備局、東京管区気象台

- (4) 自衛隊

陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊

- (5) 指定公共機関

日本郵便、NTT、JR、東京電力、東京ガス、首都高速道路

- (6) 指定地方公共機関

東武鉄道、東京メトロ、東京都トラック協会

- (7) その他区長が必要と認める機関

医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会

- (8) 区民・事業所のとるべき措置

各機関の役割
の内容については、素案で
記載

第3部 板橋区地域防災計画（令和5年度改定）

1 主な改定項目

（1）上位計画等を踏まえた改定

東京都地域防災計画等の上位計画や近年の改正法令、近年の災害事例の教訓をもとに、区の防災体制強化につながる下記12項目について追加する。

①被害想定を受けた対策

◇新たな被害想定を受けた対策の推進を進める方針であることを記載

②防災体制構築

◇関係防災機関等との密接な連携体制の構築等を記載

③地域の防災力向上

◇マンション防災の推進や事業者の危険物流出事故防止対策の推進等を記載

- ・都と連携した、マンション管理士の派遣による自主防災組織の設立等の支援
- ・都と連携した、エレベーターの閉じ込め等の情報収集体制の構築
- ・事業者の危険物流出事故防止対策の推進（危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合、防災のために必要な措置や、応急対策にかかる計画の作成等の実施）

④災害中間組織（NPO やボランティア）

◇災害中間組織と連携した被災者支援仕組み整備や既存システムの活用等を記載

- ・災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み整備
- ・東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用

⑤水害予防対策

◇中小河川のハザードマップを考慮し、集中豪雨による水害等への不安を減らすため、住民が自主的に避難できる体制づくりを記載

⑥安全な都市づくり

◇マンション対策や特定整備路線整備促進に向けた取組の推進等を記載

- ・在宅避難の必要性等とあわせて、「東京とどまるマンション」制度を周知
- ・都と連携し、特定整備路線等の整備促進に向け、コミュニティに配慮しつつ、高齢者などが安心して住める移転先の確保に向けた取組の推進

【参考】



出典：東京都建設局ホームページ

⑦ライフライン

◇事業者との連携強化等を記載

- ・平時より、ライフライン事業者との連絡・情報共有体制を密にし、災害時に円滑な復旧活動を行える相互連携体制を構築
- ・発災時に、民間事業者が実効性のある具体的な行動をとれるよう、細目協定に明記

⑧情報の収集・伝達

◇障がい者に配慮した情報伝達方法の確立やデジタル技術の活用の推進等を記載

- ・災害時にも、障がい者の意思疎通を行う権利が尊重されるよう、手話や文字・音声など障がい者等に配慮した情報伝達方法を確立
- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

⑨救命・救助

◇都のドクターヘリの利用や水上輸送体制の構築の推進等を記載

- ・防災船着場等の整備や船舶確保等の運用体制を構築し、訓練等により水上ルート活用の実効性を向上
- ・都と連携し、交通途絶のために孤立した被災者に対しては、必要に応じて船舶等による水上輸送、ヘリ・無人航空機等による空中輸送を実施

⑩避難者対策

◇避難所環境や対応の整備の強化、事業者の帰宅困難者対策の推進等を記載

- ・自宅等での生活が可能な場合における在宅での避難や親戚知人宅への避難など、状況に応じた多様な避難行動を推進
- ・都立施設、国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用による避難所等の確保
- ・トイレ環境の整備による避難所環境の整備推進
- ・都が整備する帰宅困難者対策オペレーションシステム及び事業所防災リーダーシステムの活用による帰宅困難者対策の強化

⑪物流・備蓄・輸送

◇区民の日常備蓄の取組の推進や食物アレルギー、感染症に配慮した備蓄や効率的な物資調達等の推進等を記載

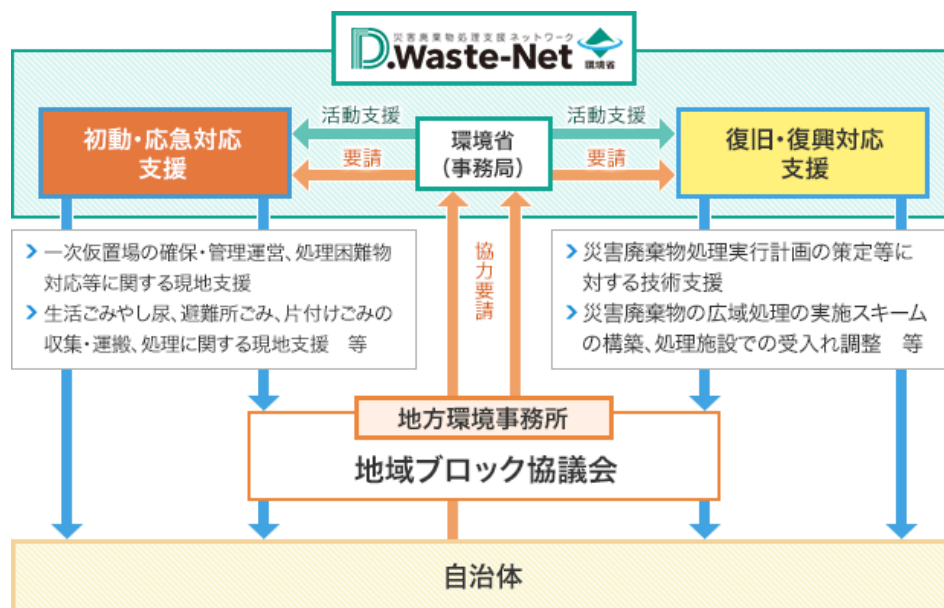
- ・東京備蓄ナビの活用による区民の日常備蓄の取組の推進
- ・食物アレルギーに配慮した備蓄の推進
- ・避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や食物アレルギーに配慮した食材の確保等
- ・感染症に対応した備蓄の推進（感染症に有効な段ボールベッドやパーティションの備蓄など、避難所における感染症対策）
- ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進

⑫災害廃棄物

◇都と連携した地域ブロック協議会等への応援要請及び調整等を記載

- ・必要に応じて都を通じて、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び関係業界団体等への応援要請及び調整

【参考】



出典：環境省ホームページ

(2) 板橋区の災害対策（地域特性）に関する改定

居住者特性や居住環境などを踏まえた地域の特性、被害想定内容から、区のエリアごとの修正内容を整理する。駅周辺や住工混在エリアでは帰宅困難者対策、高齢者の単身世帯が多いエリアでは早期避難の推進、若い世代が多いエリアでは共助の強化などを進める必要がある。

エリアの区分	地域特性を踏まえた修正内容
①板橋・大山	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア内に7つの駅。官公庁施設等が集積。 ⇒事業者による帰宅困難者対策 ・人口増加が著しく、若い世代が比較的多い ⇒若い世代を中心とした共助の強化
②大谷口・向原	<ul style="list-style-type: none"> ・地震被害想定において延焼棟数が多い ⇒共助による避難行動の強化
③上板橋・常盤台	<ul style="list-style-type: none"> ・地震被害想定において延焼棟数が多い ⇒共助による避難行動の強化
④小豆沢・志村	<ul style="list-style-type: none"> ・住工が混在 ⇒事業者による帰宅困難者対策を強化
⑤徳丸・西台	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー層が比較的多い ⇒若い世代を中心とした共助の強化
⑥赤塚・成増	<ul style="list-style-type: none"> ・地震被害想定において延焼棟数が多い ⇒共助による避難行動の強化
⑦新河岸・高島平	<ul style="list-style-type: none"> ・単身高齢者世帯の割合が高く、荒川の氾濫による5m以上の浸水・2週間以上の浸水継続 ⇒逃げ遅れによる人的被害が想定されることから、デジタル技術活用等による早期避難の推進 ・エリア内に4つの駅があり、河川沿いには工場が集積 ⇒事業者による帰宅困難者対策を強化
⑧坂下・舟渡	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川の氾濫による5m以上の浸水・2週間以上の浸水継続 ⇒逃げ遅れによる人的被害が想定されることから、デジタル技術活用等による早期避難の推進 ・住工が混在 ⇒事業者による帰宅困難者対策を強化

(3) 分野別横断的視点に着目した「予防」「応急・復旧」「復興」の3つの視点の改定内容

本改定では、減災目標を達成するため、「SDGs」「防災DX」「防災ブランド」「ハード対策」「人口構造」の5つの分野別横断的な視点に着目し、「予防」「応急・復旧」「復興」の3つの視点で計画を改定する。分野別横断的な視点ごとの地域防災計画への記載方針、記載内容を下記に示す。

①SDGs

項目	内容	
方針	誰一人取り残さないというSDGsの理念を踏まえ、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映 ⇒多様な視点に配慮した、避難行動、医療救護、避難生活、生活再建支援	
3つの視点	予防	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 区民や区内企業に、被災を自分ごととしてとらえてもらうための啓発・訓練 ✓ 地区防災計画策定の推進 ✓ 年齢や国籍、身体的な特性に左右されない防災・避難情報の確認ができる環境の整備 ✓ 要介護者や障がい者(児)などの避難行動要支援者に対する個別避難計画策定のさらなる推進 ✓ 点字、音声情報、文字盤、絵図、記号や平易な表現など、障がいの特性に配慮した情報伝達手段の充実 ✓ 区職員間や周辺自治体との連携強化に向けた協議の推進やマニュアル等の計画の充実、研修・訓練の実施 ✓ 年齢や国籍に配慮した物資の備蓄
	応急・復旧	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 性別や年齢、国籍、ペット環境などに配慮した避難環境の整備 ✓ 福祉避難所への要配慮者の円滑な移送の実施 ✓ 緊急医療救護所と災害対策本部との連携強化 ✓ 年齢や国籍に対応した円滑な物資の受入・配布
	復興	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害ケースマネジメントによる被災者支援

②防災DX

項目	内容	
方針	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての防災DXを積極的に推進 ⇒迅速・正確な防災情報の伝達、膨大な被害情報や避難情報の収集・集約、備蓄支援や罹災証明発行の効率化	
3つの視点	予防	<ul style="list-style-type: none"> ✓ LINE等のデジタルツールを活用した防災・避難情報の周知 ✓ 物資調達・輸送調整等支援システムや帰宅困難者対策オペレーションシステム、被災者支援システムなどの各種システムの事前把握・訓練 ✓ デジタルサイネージの利用環境整備
	応急・復旧	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水上輸送、ヘリ・無人航空機等による空中輸送 ✓ 物資調達・輸送調整等支援システムや帰宅困難者対策オペレーションシステムの活用による被災者支援 ✓ デジタルサイネージの活用 ✓ 被災者支援システムを利用した迅速な罹災証明書の発行 ✓ 地図情報を活用し、避難所開設状況を視覚的に分かりやすく情報発信
	復興	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 被災者支援システムを活用した支援情報の一元化による支援の円滑化

③防災ブランド

項目	内容	
方針	防災の普及・啓発の重要なツールである「いたばし防災+（プラス）プロジェクト」を区の防災ブランドとして確立 ⇒「防災」に「たのしい」「おいしい」「あたらしい」などの価値をプラスした防災意識啓発の推進	
3つの視点	予防	<ul style="list-style-type: none"> ✓幅広い層への防災意識啓発 ✓興味関心を高める啓発イベントや防災訓練等の実施

④ハード対策

項目	内容	
方針	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」を推進 ⇒いざ災害が起こったときに命を守るためのまちづくり	
3つの視点	予防	<ul style="list-style-type: none"> ✓建築物等の耐震化、防火対策 ✓水防施設の整備・強化 ✓非常用電源の確保等による重要施設の機能維持対策
	応急・復旧	<ul style="list-style-type: none"> ✓災害拠点や避難所等の施設の安全確保 ✓ライフラインの応急復旧対応 ✓適切な災害廃棄物処理
	復興	<ul style="list-style-type: none"> ✓建設型応急仮設住宅の供給

⑤人口構造

項目	内容	
方針	若い世代の減少や75歳以上の割合が増加するなど、今後の人口構造の変化も踏まえた防災対策の推進 ⇒高齢者と若い世代の融合や防災リーダーの育成による地域防災の推進	
3つの視点	予防	<ul style="list-style-type: none"> ✓多様な世代が参加する防災訓練等の実施 ✓次世代の地域防災リーダーの育成支援
	応急・復旧	<ul style="list-style-type: none"> ✓避難先におけるこどものメンタルケアと居場所づくり ✓高齢者が活躍できる避難所運営

(4) 具体化する区の主要事業

減災目標の確実な達成のため具体化する区の主要事業を以下に示す。

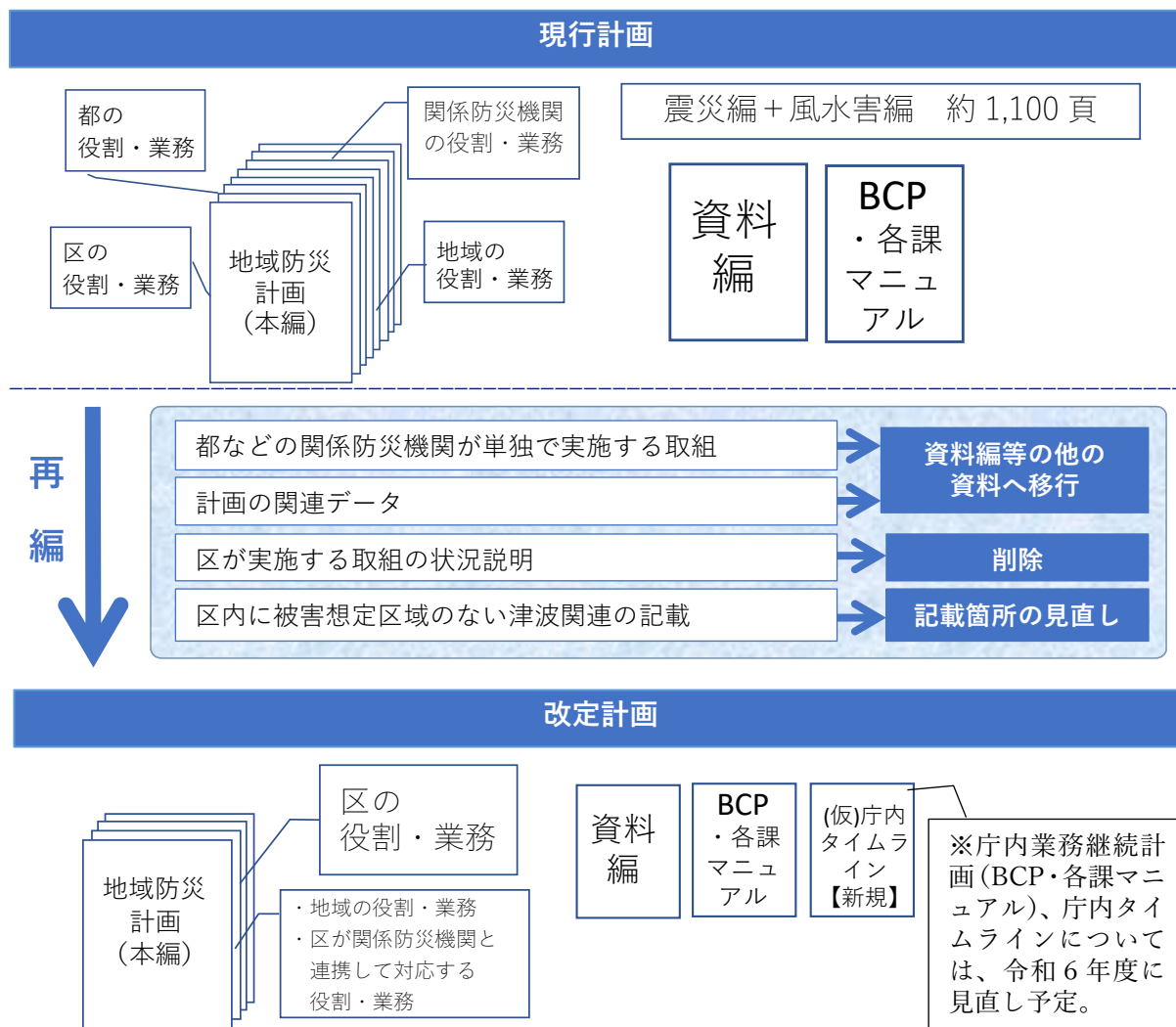
事業名	3つの視点	分野横断的視点	取組の方向性
防災ガイドの更新・配布	予防	SDGs	令和5年度のいたばし暮らしガイド発行（全戸配布）に合わせて、ハザードマップデータを更新する。また、区内の外国人人口増加に伴う需要に対応するため、外国語版（英語、中国語、韓国語）のハザードマップデータを新たに作成する。
地区防災計画策定の推進	予防	SDGs	住民が自らの地域の特性に応じて作成した18地域の地区別防災対策マニュアルやコミュニティタイムラインを「板橋区地域防災計画」における「地区防災計画」と位置付け、作成及び改定を支援する。
いたばし防災＋（プラス）プロジェクト	予防	防災ブランド	防災に「楽しい」や「美味しい」といった付加価値をプラスすることで、これまでに防災に興味のなかった人も巻き込んで地域全体の防災力を向上させる。
庁内タイムラインの作成及びReady-Goリストを含む業務継続計画（BCP）の改定	応急復旧	SDGs	区では業務継続計画（BCP※）を効果的に運用するための業務継続マネジメント（BCM）活動として、発災時の具体的な行動を定めた各課マニュアル及びReady-Goリストを作成している。今般の地域防災計画の改定に合わせて、全庁的な防災行動を整理した「庁内タイムライン」を新たに作成し、区のBCM体制を再構築する。 ※災害発生時においても、区民の生命・身体及び財産を保護し、社会経済活動を維持するため、非常時優先業務を効果的に遂行する上で必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ復旧を早めるための計画
備蓄物資体制最適化計画の改定	応急復旧	SDGs	令和4年に実施された都の被害想定の見直しに伴い、各避難所や備蓄倉庫に配備している備蓄物資について、数量や倉庫ごとのレイアウトなど、配備計画の詳細な見直しを行う。備蓄物資の総量については、家庭の備蓄率やSDGsの理念を踏まえ、検討する。
大規模物流倉庫と連携した緊急一時退避場所の整備や備蓄物資管理体制の強化	応急復旧	防災DX	舟渡四丁目南地区で令和6年9月に竣工予定の民間大規模物流倉庫（MFLP・LOGIFRONT 東京板橋）において、水害時の緊急一時退避場所や災害時の支援物資の保管・配送拠点として物流システムを活用し運用していくことについて、民間事業者と連携内容を検討していく。
民間事業者との協定内容の見直し	応急復旧復興	SDGs ハード対策	災害協定を締結している民間事業者が発災時に実効性のある防災行動がとれるよう、庁内の関連部署と連携して協定細目等の協議等について検討していく。
自治体間連携による広域避難体制の構築	応急復旧	SDGs 人口構造	首都直下地震における災害関連死亡者数を減少させるため、地震発生後に区民が協定締結自治体へ広域避難できる体制を構築する。
防災関連システムの機能強化	応急復旧	防災DX	多岐にわたる情報を地図上にレイヤー表示し情報の一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ情報発信を視覚的に分かりやすいものとなるよう検討していく。
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定	応急復旧	SDGs	計画策定率100%の達成に向けては、庁内の関連部署の連携が必要不可欠であり、組織横断的かつ継続的な支援につながるよう、短期集中的な取組を検討していく。
各種復興マニュアルの改定	復興	SDGs ハード対策	都の被害想定の見直し及び板橋区地域防災計画の改定を踏まえ、板橋区生活復興マニュアル、都市復興マニュアル、災害廃棄物処理計画等を改定し、復興に向けて速やかに動き出せる体制を全庁的に整備する。

2 計画構成の再編

(1) 区が主体的・能動的に講ずる防災対策を中心とした記載

現行の板橋区地域防災計画（以下、現行計画という。）の本編（震災編及び風水害編）について、区及び関係防災機関等が処理する事務、又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画という位置付けを維持しつつ、区が主体的・能動的に講ずる防災対策を簡便かつ明確に記載する構成に再編する。

また、区の各課で対応する個別具体的な内容については、資料編等において記載する。



【見直しのポイント1】 都などの関係防災機関が単独で実施する取組の記載の見直し

①計画の現状

- ・現行計画では、どの機関がなにをやるかが表形式で示されており、区と関係防災機関の役割が明確にわかるような計画となっている。
- ・一方で、一部では区以外の関係防災機関が単独で実施する取組内容を詳細に記載されている箇所がみられる。

②見直し (案)

- ・どの機関が何をやるかの表記は、関係防災機関とのかかわりが確認できる内容と考えられるため、記載を残す。
- ・区以外の関係防災機関が単独で実施する記載を削除するが、区の対応との連携が考えられる記載は残す。

【見直しのポイント2】計画の関連データは資料編に移行

①計画の現状

- ・現行計画に、取組内容ではなくデータが記載されている箇所がある。

②見直し（案）

- ・データは資料編に移行する。

【見直しのポイント3】区が実施する取組の状況説明の記載の見直し

①計画の現状

- ・震災編の第2部第2章以降は、各取組に対して、下記の4節を整理した後、具体的な取組が示されている。

- 第1節 現在の到達状況
- 第2節 課題
- 第3節 対策の方向性
- 第4節 到達目標

- ・これらの記載は、区が実施する取組の状況説明にあたる内容である。また改定に合わせて随時確認し、必要に応じて修正が必要となる。
- ・なお、東京23区の地域防災計画のなかで、震災編にも区の改定方針に示されているタイムラインの視点が入った計画は10区あり、そのうち当該記載を残しているのは3区のみ（1区は到達目標の記載なし）である。

②見直し（案）

- ・取組内容の明確化、計画のページ削減、今後の更新のため、震災編第2部第2章以降の第1～第4を削除する。

【見直しのポイント4】震災編第2部第5章「津波等対策」の記載の見直し

①計画の現状

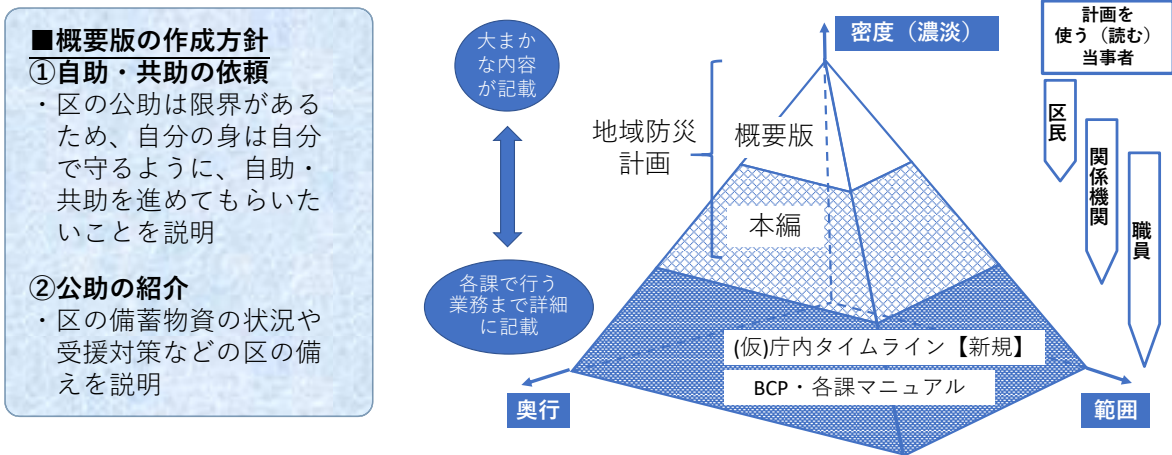
- ・区には、津波による浸水想定区域はない。
- ・現行計画では、沿岸部の被災を想定した記載がされている。
- ・隣接する2区では津波に関する記載はない。同じ荒川沿川の3区においては津波の記載があるが、このうち1区は津波を章だてした記載ではない。なお、荒川沿川の3区のうち2区は荒川の遡上リスクの記載となっている。

②見直し（案）

- ・津波による被害の可能性は少ないことから、取組内容の明確化、計画のページ削減のため、震災編の「津波等対策」の章を削除する。
- ・なお、荒川の遡上リスクを考慮して、記載されている文言については、他の章に移行する。

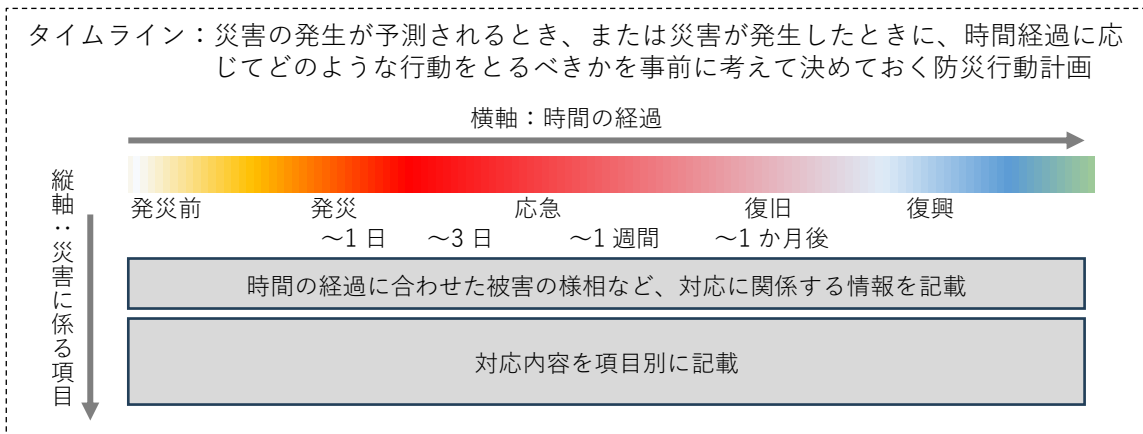
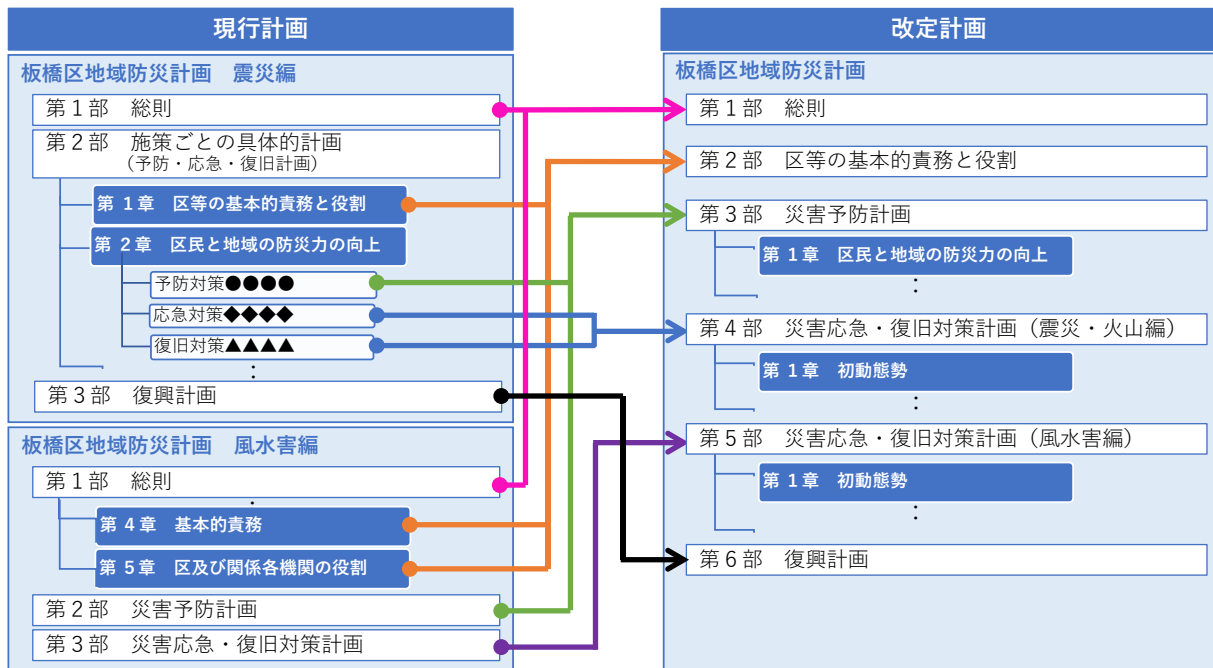
(2) 区民向けの概要版の作成

区民向けに計画の概要版を作成し、区民の防災意識啓発を図る。



(3) タイムラインの視点を取り入れた構成への見直し

タイムラインの視点を取り入れ、「いつ・誰が・何をするか」の時系列で整理した構成に再編する。また、災害の応急・復旧対策以外は、災害の種類に関わらず共通して対応すべき取組として、震災編、風水害編の2つの本編構成から、区の本編として1つにまとめた計画に見直す。



(4) 改定計画の構成

第1部 総則	
第1章	地域防災計画の概要
第2章	板橋の現状と被害想定 ○板橋の概況 ○被害想定
第3章	河川、下水道等の整備概要 ○浸水対策 ○東京都の整備方針
第4章	被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）
第5章	複合災害への対応
第2部 区等の基本的責務と役割	
第1章	基本理念及び基本的責務
第2章	区及び関係各機関の役割
第3部 災害予防計画	
第1章	区民と地域の防災力向上 ○自助による区民の防災力向上 ○地域による共助の推進 ○ボランティアとの連携
第2章	水害予防対策 ○豪雨対策 ○土砂災害対策
第3章	噴火降灰事前対策
第4章	安全な都市づくりの実現 ○安全に暮らせる都市づくり ○建築物の耐震化及び安全対策の促進
第5章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 ○道路及び交通施設等 ○ライフライン施設
第6章	広域的な視点からの応急対応力の強化 ○初動態勢の整備 ○消火・救助・救急活動体制の整備 ○広域連携体制の構築
第7章	情報通信の確保 ○防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 ○区民等への情報提供体制の整備
第8章	医療救護・保健等対策 ○初動医療体制等の整備 ○医療施設の基盤整備 ○遺体の取扱い
第9章	帰宅困難者対策 ○帰宅困難者への情報通信体制整備 ○一時滞在施設の確保
第10章	避難者対策 ○避難所・避難場所等の指定・安全化 ○避難所の管理運営体制の整備
第11章	物流・備蓄・輸送対策の推進 ○食料及び生活必需品等の確保 ○備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
第12章	放射性物質対策 ○情報伝達体制の整備 ○都民・区民への情報提供等
第13章	区民の生活の早期再建 ○トイレの確保及びし尿処理 ○ごみ処理 ○災害救助法の適用基準

第4部 災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）		第5部 災害応急・復旧対策計画（風水害編）	
第1章 初動態勢 ○初動態勢 ○消火・救助・救急活動 ○応援協力・派遣要請		第1章 初動態勢 ○区職員の初動態勢 ○救助・救急対策 ○応援協力・派遣要請	
第2章 ボランティア等との連携・協働 ○自助による応急対策の実施 ○地域による応急対策の実施 ○ボランティアとの連携		第2章 ボランティア等との連携・協働	
第3章 情報の収集・伝達 ○防災機関相互の情報通信連絡体制 ○広報体制 ○広聴体制		第3章 情報の収集・伝達 ○情報連絡体制 ○災害予警報等の伝達 ○災害時の広報及び広聴活動	
第4章 消火・救助救急・危険防止 ○消火・救助・救急活動 ○危険物等の応急措置による危険防止			
		第4章 水防対策 ○水防機関の活動	
		第5章 雪害対策 ○雪害に対する備え及び啓発 ○除雪活動計画	
		第6章 警備・交通規制 ○警備活動 ○交通規制 ○交通情報の収集と交通統制	
第5章 医療救護・保健等対策 ○初動医療体制等 ○行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 ○火葬		第7章 医療救護・保健等対策 ○初動医療体制 ○保健衛生、防疫体制 ○遺体の取扱い	
第6章 避難者対策 ○避難誘導 ○避難所の開設・運営 ○被災者の他地区への移送 ○帰宅困難者対策		第8章 避難者対策 ○避難指示等の判断・伝達 ○避難所の指定、開設・管理運営 ○被災者の他地区への移送 ○広域避難 ○帰宅困難者対策	
第7章 物流・備蓄・輸送対策 ○飲料水の供給 ○食料・生活必需品等の供給 ○備蓄・調達物資の輸送		第9章 物流・備蓄・輸送対策 ○飲料水の供給 ○食料・生活必需品等の供給 ○備蓄・調達物資の輸送	
第8章 ライフライン施設の応急・復旧対策 ○水道 ○下水道 ○電気・ガス・通信等		第10章 ライフライン施設の応急・復旧対策 ○水道施設 ○下水道施設 ○電気施設 ○ガス施設 ○通信施設	
第9章 公共施設等の応急・復旧対策 ○公共土木施設等 ○鉄道施設		第11章 公共施設等の応急・復旧対策 ○公共土木施設等 ○鉄道施設	
第10章 放射性物質対策 ○応急対策 ○復旧対策			
第11章 噴火降灰対策			

	第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 ○ごみ処理 ○トイレの確保及びし尿処理 ○がれき処理		第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 ○ごみ処理 ○トイレの確保及びし尿処理 ○災害廃棄物処理
	第13章 応急生活対策 ○被災建築物の応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 ○被害に係る住家被害認定調査等 ○罹災証明書の交付 ○被災建築物の応急修理 ○応急仮設住宅の供給		第13章 応急生活対策 ○被災宅地の危険度判定 ○住家被害認定調査及び罹災証明書交付 ○被災住宅の応急修理 ○応急仮設住宅の供給
	第14章 災害救助法の運用		第14章 災害救助法の適用
	第15章 激甚災害指定		第15章 激甚災害の指定
第6部 災害復興計画			
	第1章 災害復旧・復興の基本的考え		
	第2章 災害復旧・復興体制の構築		
	第3章 被害状況及び復旧・復興状況の把握		
	第4章 罹災証明書の交付		
	第5章 災害復興計画の策定		
	第6章 財政方針の策定		
	第7章 人的資源の確保		
	第8章 用地の確保・調整		
	第9章 がれき等の処理		
	第10章 広報・相談体制		
	第11章 学校教育		
	第12章 文化・社会教育		
	第13章 地域への支援		
	第14章 消費生活		
	第15章 都市の復興		
	第16章 住宅の復興		
	第17章 生活の復興		
	第18章 産業の復興		
第7部 東海地震・南海トラフ地震編			

東京都地域防災計画（令和5年度修正）指標一覧

【指標一覧】

◆視点1：家庭や地域における防災・減災対策の推進

項目	2030年度の目標
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	感震ブレーカー設置率 25%（都内）
木造住宅密集地域を中心に、感震ブレーカーの設置に対する支援や普及啓発の促進等を積極的にを行い、都内における設置率を向上	
初期消火対策実施率（消火器設置）	消火器保有率 60%（都内）
木造住宅密集地域を中心に、消火器の設置を促進するとともに、あわせて消火訓練の実施や風呂水の汲み置きなどの普及啓発等を行うなど、初期消火対策を促進	
家具類の転倒・落下・移動防止対策	75%
各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進	
自助の備えを講じている都民の割合	100%
防災ブックなど各種媒体を活用し、都民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進	

◆視点2：都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化

項目	2030年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 総合到達率 99%（2025年度） ・一般沿道 耐震化率 90%（2025年度）
これまでの耐震助成に加え、アドバイザー制度の拡充等により、耐震化を促進	
区市町村のBCP策定	都内全区市町村でBCPを策定
様々な事態にも対応できるBCPの作成・改定を促進	
都内の受援応援体制の充実強化	都内全区市町村で受援応援計画等を策定
新たな被害想定や複合災害等を踏まえ、都内の受援応援体制を強化	
一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合	70%
都内滞留者の大半を占める企業従業員に対し、効果的な普及啓発を実施	
一時滞在施設の確保	90%
行き場のない帰宅困難者のために必要となる一時滞在施設を早期確保	

◆視点3：すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

項目	2030年度の目標
つながる通信の確保	全ての避難所において通信環境を確保
被災者が集まる避難先におけるWi-Fi等の設置を促進	
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
避難所運営の向上や必要な物資の確保体制の整備等を通じて、避難所環境を不断に見直し	
災害時トイレの確保	都内における災害時トイレ空白エリア解消
自助・共助・公助の連携による様々な方策を展開し、災害時に対応できるトイレを確保	

◆分野横断的な視点：ハード対策

項目	2030年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・特定沿道 総合到達率 99% (2025年度) ・一般沿道 耐震化率 90% (2025年度)
これまでの耐震助成に加え、アドバイザー制度の拡充等により、耐震化を促進	
住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消 (2025年度) ・新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減 (2030年度)
旧耐震基準の住宅やマンションはもとより、新耐震基準の中で、築年数が古く耐震性が不十分な木造住宅における耐震化を促進	
整備地域の不燃化	全整備地域の不燃領域率 70%達成
整備地域 28 地域、約 6,500ha において不燃化の取組を促進	
特定整備路線の整備	全線整備 (2025年度末)
整備地域内の全 28 区間、約 25 kmを整備	

項目	2030年度の目標
無電柱化の推進	第一次緊急輸送道路 50% (2024年度迄)
環状七号線の内側エリアや第一次緊急輸送道路等など、都内全域における無電柱化を加速	
水道管路の耐震継手法	断水率が高いと想定される地域の解消 (2028年度迄)
都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域における水道管路の耐震継手法を重点的に推進	
下水道管路の耐震化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化等を実施した施設の割合 93% (2025年度) ・浮上抑制対策を実施した道路の割合 93% (2025年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、災害復旧拠点、一時滞在施設や災害拠点連携病院などから排水を受け入れる下水道管の耐震化等を推進 ・緊急輸送道路、無電柱化している道路や緊急道路障害物除去路線などにおけるマンホールの浮上抑制対策を推進 	